4　この協定は、両締約国政府間の書面による合意によって改正することができる。別段の合意がない限り、その改正は、1に定める条件に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年五月九日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
河野太郎

中華人民共和国政府のために
王毅

日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定の附属書

A　権限のある当局

日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定（以下「協定」という。）における権限のある当局については、次のとおりとする。

(1)　日本国の権限のある当局は、外務省、文化庁及び経済産業省とする。日本国の権限のある当局は、日本国の取扱機関を指定し、中国の権限のある当局に通報する。日本国の権限のある当局は、管理的業務の一部を当該取扱機関に委任することができる。

(2)　中国の権限のある当局は、中国映画局とする。

中国の権限のある当局は、中国の取扱機関として中国映画共同製作会社を指定する。共同製作映画の共同製作としての位置付けは、当該取扱機関を通じて評価される。

B　共同製作映画に適用される規則

権限のある当局は、自国の法令の範囲内で、次の規則が協定に基づく共同製作映画に適用されることを確保する。

(1)　協定に基づく共同製作としての位置付けについての申請は、全ての裏付けとなる文書を付してそれぞれの国の取扱機関に行う。

日本国においては、プロジェクトは、申請から四十五執務日以内に評価される。日本国の取扱機関は、共同製作の要件を満たすプロジェクトについて確認書を発給する。

中国においては、申請及び裏付けとなる文書を受理した後、中国の権限のある当局は、四十五執務日以内に、これらを審査し、申請団体に対しその決定を記載した書面を提供する。共同製作の要件を満たすプロジェクトについては、映画プロジェクト承認書が与えられるものとし、中国の権限のある当局が当該プロジェクトに対して映画上映許可証を与えたときは、最終的な承認手続が完了したものと認められる。

申請書類には、次に掲げるものを含める。

(a)　映画の全ての台本

(b)　製作に関する著作権を適法に取得したことを証明する文書

(c)　両共同製作団体が署名した共同製作の契約書の写しであって、次の全ての事項を含むもの

(i)　共同製作映画の題名

(ii)　製作者の氏名及び台本の著作者の氏名又は文学作品から作成される場合には脚色者の氏名

(iii)　監督の氏名（必要な場合には、その交代を許可する代替条項）

(iv)　予算（資金調達に関する計画を含む。）

(v)　国際的な配給の予測

(vi)　費用が予算を上回り、又は下回る場合の共同製作団体のそれぞれの分担。この場合において、分担は、原則としてそれぞれの貢献度に比例するものとする。ただし、費用が予算を上回る場合のより貢献度の低い共同製作団体の分担は、(7)の規定に基づいて認められる最低比率が尊重されることを条件として、より低い分担率又は一定の額に制限することができる。

(vii)　協定に基づく特典を受ける権利を与えることが、共同製作映画の公開を許可することについていずれの締約国政府の関係当局も拘束しないことを認める条項

(viii)　撮影が開始される予定の時期

(ix)　より貢献度の高い共同製作団体が、少なくとも製作に係る全てのリスク及び原盤製作に係る全てのリスクを対象とする保険を付することを定める条項

(d)　配給契約（既に署名されている場合に限る。）

(e)　創作及び技術の分野における要員の一覧（国籍及び役割並びに出演者については、その配役を記載したもの）

(f)　製作日程

(g)　予算の細目（各製作団体が各国において負担する費用を明示したもの）

(h)　あらすじ

権限のある当局は、必要と認める追加の文書その他の全ての追加の情報を要求することができる。

当初の契約は、変更することができる。重要な変更（いずれかの共同製作団体の交代を含む。）は、映画の共同製作が終了する前に権限のある当局による確認又は承認のために提出する。いずれかの共同製作団体の交代は、例外的に、かつ、双方の権限のある当局が満足する理由がある場合に限って認められる。

(2)　権限のある当局は、この(1)に規定する確認又は承認についての決定を常に相互に通報する。

共同製作映画の製作に関する契約には、共同製作団体が、協定第三条に規定する特典について、当該共同製作団体の国にある法人又は団体にのみ譲渡し、又は処分することができることを定める。

(3)　権限のある当局は、参加している共同製作団体のそれぞれの国において、協定に基づく共同製作映画を製作する際の労働条件がおおむね同等であること及び協定に基づく共同製作団体の国以外の国において映画を撮影する場合にも、その労働条件が共同製作団体の国における労働条件よりもおおむね不利でないことを確認する。

(4)　いずれの共同製作団体も、共通の経営、所有又は支配による関係性を有しない。

(5)　共同製作映画は、日本国及び中国において、並びに第三国の共同製作団体が存在する場合には当該第三国の共同製作団体の国において、初公開版の作成まで製作され、及び処理される。共同製作映画の吹替えは、日本国又は中国において、及び第三国の共同製作団体が存在する場合には当該第三国の共同製作団体の国において、行うことができる。これらの作業の多くは、通常、資金面でより貢献度の高い共同製作団体の国において行うが、権限のある当局は、他の取決めを相互に確認し、又は承認することができる。また、権限のある当局は、参加している共同製作団体の国以外の国における撮影を相互に確認し、又は承認することができる。

(6)　共同製作団体は、各共同製作団体の出演、技術及び美術の面での貢献（創作面での貢献）並びに資金面での貢献について合意する。ただし、共同製作映画に対する各共同製作団体の出演、技術及び美術の面での貢献は、各共同製作団体の資金面での貢献に対して合理的な割合とする。各共同製作団体の資金面での貢献を評価するに当たり、権限のある当局は、資金面での貢献の一部として、現物での貢献（スタジオ施設の提供等）を相互に確認し、又は承認することができる。

(7)　各共同製作団体の共同製作映画に対する資金面及び創作面での貢献は、全体の二十パーセント以上八十パーセント以下とする。権限のある当局は、異なる限度について合意することができる。ただし、新たな最低限度は十パーセントとし、新たな最高限度は九十パーセントとする。第三国の共同製作団体が映画共同製作に参加することが共同して確認され、又は承認される場合には、当該第三国の共同製作団体による貢献の合計は、全体の十パーセント以上二十パーセント以下とする。

(8)　共同製作映画の映像の九十パーセント以上については、特に当該共同製作映画のために撮影する。ただし、この規則によらないことを権限のある当局が相互に確認し、又は承認する場合は、この限りでない。